

グリーン調達ガイドライン

(調達品の化学物質管理のお願い)

2009年4月

菱光産業株式会社

Ryoko Sangyo Corporation

1. ビジネスパートナーの皆様へ

企業経営において、環境問題への対応が重視される中、購買という機能の重要性を認識しております。製品・サービスの提供を通じて環境負荷を低減させていくためには、物品の購入段階での適切な対応が必要であります。特に、近年、国内外の法規制による製品への化学物質管理が求められています。よって環境負荷の少ない物品調達、いわゆるグリーン調達を実施するために、「グリーン調達ガイドライン」を今般、作成しました。

サプライチェーンにおいて信頼に基づく責任範囲を明確にした取引の関係を構築してまいりたいと存じますので、ビジネスパートナーの皆様のご理解、ご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

2. 当社の環境活動への取り組み

別紙 1 に当社の環境方針を示します。

(本環境方針は当社ホームページ：<http://www.ryoukou.co.jp> からご覧になれます。)

当社は2003年6月より環境マネジメント国際規格 ISO 14001 に基づく環境マネジメントシステムを構築しております。

3. 当社のグリーン調達の考え方

3.1 目的

このガイドラインは、環境負荷物質（Substances of Concern：以下「SOC」という）の適正管理、資源の減量化・再生化、商品の長寿命化等、環境負荷に配慮した商品の購買と販売に関わる手順を定め、グリーン調達体制を確立することにより、環境負荷の低減と顧客満足の向上を図ることを目的としております。

3.2 グリーン調達の考え方

当社では、積極的に環境保全活動に取り組んでいるビジネスパートナーから、化学物質使用の適正化、省エネルギー性、長寿命化、資源の減量化・再生化・分解性・処理容易性などを考慮した、環境負荷の少ない製品・サービスなどを調達することを「グリーン調達」と定義しています。

3.3 グリーン調達推進にあたってのお願い

以下について満たすべく、積極的に取り組んでくださいますよう、お願いいたします。

(1) EMS（環境マネジメントシステム）の構築に関する項目

- ① EMS（環境マネジメントシステム）の構築に努めてください。
- ② 納入品の含有化学物質を管理する仕組みづくりに取り組むようお願いいたします。
- ③ グリーン調達を実施、または、グリーン調達の実施に向けた計画を立てるようお願いいたします。

(2) 購入品の含有化学物質に関する項目

当社では購入品に含有されるSOCの基準を別紙2「環境負荷物質リスト」に定めております。
なお、当社のお客様の設定する基準等に基づき、リスト掲載のSOC以外の物質に関する調査を行う場合やリストに定める基準値以上の含有を禁止する場合があります。

4. 非含有証明書、含有化学物質データの提出

購入品について、環境品質管理の視点から下記の提出が必要です。

① 非含有証明書（必須）

別紙3「製品含有有害化学物質の非含有証明書」を提出して下さい。

- ・ 原則として、製造元の発行する非含有証明書を提出して下さい。
- ・

② 化学物質含有分析データ（必須）

- ・ 分析方法は原則として下記の測定法によって下さい。

- (1) AAS (原子吸光法)
- (2) ICP-AES (誘導結合プラズマ原子発光分光分析法)
- (3) ICP-MS (誘導結合プラズマ質量分析法)

ただし、上記のと同水準の測定法により同等の精度を保証頂ける場合は、その他の測定法により提出頂いても構いません。

5. 材料、製法などに変更が生じた場合

非含有保証書の対象となる購入品に関して、使用材料、製法、製造場所、主要な生産設備、製造上の責任者等について変更を行う際には、品質管理上重要事項とみなしていますので、変更事前に変更内容と影響範囲について別紙4「製品変更／製造工程変更申請書」にてその都度ご連絡ください。

以上

(お問い合わせ先)

菱光産業株式会社 営業担当窓口

◆ 環境負荷物質リスト

菱光産業 管理番号	製品、原料、部品、材料において管理すべき物質名	最大許容濃度 (wt%未満)	適用される主な規正法令等
01	カドミウム (Cd) 及びその化合物	0.01wt% (100ppm)	欧州RoHS指令禁止物質
02	六価クロム (Cr ⁶⁺) 及びその化合物	0.1wt% (1000ppm)	欧州RoHS指令禁止物質
03	鉛 (Pb) 及びその化合物	0.1wt% (1000ppm)	欧州RoHS指令禁止物質
04	水銀 (Hg) 及びその化合物	0.1wt% (1000ppm)	欧州RoHS指令禁止物質
05	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	0.1wt% (1000ppm)	欧州RoHS指令禁止物質
06	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	0.1wt% (1000ppm)	欧州RoHS指令禁止物質
07	ビス(トリブルスズ)=オキシド (TBTO)	意図的な 含有禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」第1種特定化学物質
08	トリブチルスズ類 (TBT類)	意図的な 含有禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」第1種特定化学物質
09	トリフェニルスズ類 (TPT類)	意図的な 含有禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」第1種特定化学物質
10	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類)	意図的な 含有禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」第1種特定化学物質
11	ポリ塩化ナフタレン (PCN:塩素数3以上)	意図的な 含有禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」第1種特定化学物質
12	短鎖型塩化パラフィン	意図的な 含有禁止	
13	放射性物質 ウラン(U)、プルトニウム(Pu)、ラドン(Rn)、アメリシウム(Am)、 トリウム(Th)、セシウム(Cs)、ストロンチウム(Sr)など	意図的な 含有禁止	「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」「核原料 物質、核燃料物質 及び原子炉の規制に関する法律」による規制物質
14	アスベスト(石綿)類	意図的な 含有禁止	
15	アゾ染料・顔料 (特定アミンを形成するアゾ化合物)	意図的な 含有禁止	

(お願い)

当社のお客様の設定する基準等に基づき、上記以外の物質に関する調査を行う場合や上記基準値以上の含有を禁止する場合があります。